

## 交通遺児家庭の生活実態調査の際のご意見・ご要望についての当会の対応

交通遺児家庭の生活実態調査の際は多数のご意見・ご要望をお寄せいただきありがとうございました。

いただいたご意見・ご要望のうち主なもの及びそれらに対する当会の対応状況は下記のとおりですので、ご確認いただければ幸いです。

### 1 新しい制度の要望について

調査の中で「あるとよい新たな制度」についてご希望をお聞きした結果（「あるとよい」と答えた方の多かったものから順に 5 番目まで）は、次のとおりでした。

「(1)奨学金の給付または返還免除の制度」（回答者 492 名のうち「あるとよい」と答えた方が 65.7%）、「(2)下宿・アパート代補助制度」（同 47.0%）、「(3)海外留学生支援制度」（同 40.0%）、「(4)各種相談窓口の紹介制度」（同 29.5%）、「(5)学生寮制度の拡充（東京・関西以外の地域への拡大）」（同 27.4%）。これらのうちいくつかは、不十分かもしれませんが、すでに何らかの形で実施しているか実施準備段階に入っています。

#### (1) 奨学金の給付または返還免除の制度

現在、奨学金給付制度はありませんが、返還免除については、限定的ながら一応の制度を設けています。全体としてどう整備したらよいか、今後検討を進めていきたいと考えています。

#### (2) 下宿・アパート代補助制度

自宅外通学生を対象とした家賃補助制度を平成 27 年度下期からスタートさせる予定です。家賃補助額は一律 1 万 5,000 円で、平成 27 年 8 月現在、実施要領を作成中です。

#### (3) 海外留学生支援制度

実施可能性を検討したいと考えています。

#### (4) 各種相談窓口の紹介制度

本ホームページ中で主な相談窓口を紹介しています。「各種支援機関等へのリンク」のページをご覧ください。

#### (5) 学生寮制度の拡充（東京・関西以外の地域への拡大）

学生寮を東京・関西以外の地域に拡大する代わりに、(2)に書きましたように、家賃補助制度を設けさせていただきました。

## 2 その他自由記入意見について

項目	ご意見・ご要望	コメント
奨学金	入学一時金をもっと早く貸してほしい。	入学一時金は入学前に貸与することはできませんが、入学前の貸与を希望される場合は、進学準備金がありますので、こちらをご利用ください。ただし、これを利用できるのは、大学や専門学校等への進学が決定した高校奨学生に限ります（金額は大学、専門学校等の入学一時金の場合と同一です）。現在までのところ、高校、高専等に進学する中学生向けの進学準備金制度はありません。
	入学一時金の上限をアップしてほしい。	返還の負荷を考えたとき、現状より更にアップすることは難しいと考えています。
	奨学金の上限をアップしてほしい。	同上
	脳脊髄液減少症で身体障害者扱いでない人にも奨学金を貸与してほしい。	当会奨学金貸与規程では、保護者の後遺障害に関しては、原則として自動車損害賠償保障法施行令上の等級認定に該当する障害が存する場合をもって奨学金貸与の条件としていますが、実際の運用では、医師の診断書等で、後遺障害の程度が同法施行令の後遺障害の等級相当であり、就労不能と判断される場合は、奨学金を貸与しています。後遺障害の認定に関しては、全国に支部をもつ法律事務所などが支援しており、当会で紹介することも可能ですので、ご質問のような場合には遠慮なく当会へご相談ください。
奨学金の返還	返還が重荷にならない制度であってほしい。一定条件による返還免除制度を設けてほしい。	返還が重荷である、困難であるという場合には、返還猶予制度がありますので、同制度の利用もご検討いただければと思います。返還免除制度については、前項の「新しい制度の要望について」の箇所でも触れましたが、現状にとどまらず今後検討したいと思っています。
つどい	「つどい」があることを知らなかった。案内が来ない。	「つどい」の正式名称は「高校奨学生と保護者のつどい」です。高校奨学生のご家庭へのみご案内をお送りしています。
学生寮	「つどい」で心塾東京寮の見学ツアーがあるが、その際、体験宿泊もできるとよい。	体験宿泊はいつでも可能ですが、部屋数が非常に限られていますので、事前にお申込みいただき、日程の調整をさせていただきます。なお、3月と8月は食事がつきません。
君とつばさ	読んでいない。知らなかった。	広報紙「君とつばさ」は、原則、奨学生あてにお送りしているものです。奨学生が自宅外通学の場合、別途ご自宅へ送付することも検討いたします。
その他	就職のサポートをしてほしい。	広報紙に先輩奨学生による体験記、座談会等を毎年掲載していますので、それらをご参照いただければと思います。
	裁判が長引いて見通しが立たない。	交通事故に関する相談窓口として「公益財団法人交通事故紛争処理センター」「日弁連交通事故相談センター」などがあります（当会ホームページ「各種支援機関等へのリンク」をご覧ください）。紛争などの場合には、これらの機関にご相談になってはいかがでしょうか。
	いろいろな福祉制度を教えてください。	「各種支援機関等へのリンク」ページをご覧ください。